

○防犯登録を行う者の指定

(第12条第3項)

審査基準

令和3年2月19日作成

法令名	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(自転車法)
根拠条項	第12条第3項
処分の概要	防犯登録を行う者の指定
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審査基準	
標準処理期間	30日
申請先	生活安全部生活安全企画課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室
決裁区分等	警察本部長